

# 消費税課否区分一覧表

No. 1

平成17年10月10日現在

瀬戸口会計

勘定科目	課否区分(△:特例)				留意事項
	課税	非課税	免税	不課税	
<b>【損益計算書項目】</b>					
<b>I. 売上高</b>					
一般売上高	○				商品・製品売上高、完成工事高、運送収入、加工賃収入、受取販売手数料、人材派遣手数料収入、請負収入等
土地売上高		○			借地権設定行為(更新料収入含む)も非課税
土地賃貸収入	△	○			土地付建物(住宅を除く)の賃貸収入は全額課税。 時間貸駐車場収入・テニスコート等の使用料収入は課税
建物賃貸収入	○	△			住宅の貸付けに係る賃貸収入等は非課税
不動産仲介料収入	○				土地等取引に係る仲介料収入も課税
医療収入等	△	○			社会保険診療収入・介護保険サービス等は非課税。 自由診療・美容整形・差額ベット・健康診断料収入・診断書料は課税。
輸出売上高	△		○		間接輸出売上高は課税取引
(売上返品等)	○				『課税売上に係る消費税額』から控除
<b>II. 売上原価</b>					
期首棚卸高	—	—	—	—	注. 免税業者が課税事業者になるとき、(課税)棚卸資産の取扱
商品・材料仕入高	○				輸入仕入(輸入保険料等を含む)も課税仕入
土地仕入高	△	○			取得費に加算した土地造成費用、仲介手数料は課税仕入
外注費	○				給与とされない社内外注費を含む
当期製品製造原価	○	△	△	△	製品製造原価報告書の内容により判定
(仕入返品等)	○				『課税仕入等に係る消費税額』から控除
期末棚卸高	—	—	—	—	注. 課税業者が免税業者になるとき、その課税仕入等の取扱
<b>III. 販売費及び一般管理費</b>					
役員報酬・給料賃金等	△			○	出向社員の給与負担額等も不課税
賞与	△			○	現物給付は購入時の課税仕入
外交員報酬	○			△	給与部分は不課税
法定福利費		○			
福利厚生費	○			△	従業員等に対する現金による祝金・香典等は不課税。
通勤交通費	○				通勤に通常必要と認められる部分は全額課税
旅費・日当等	○		△	△	旅行に通常必要と認められる部分を超える部分(給与相当額)は不課税。 c f 通勤交通費。 海外出張旅費等は免税
人材派遣費	○				人材派遣会社に支払う派遣料
販売奨励金	○				『課税売上に係る消費税額』から控除 ※ 売上割引の一種
荷造運賃	○	△	△		運送保険料は非課税 国際運送等は免税
通信費	○		△		国際電話、国際郵便料金は免税取引
水道光熱費	○				
事務用品消耗品費	○				
修繕費	○				税務上資本的支出とされる部分も課税
租税公課	△			○	金券ショップ等から購入した印紙・証紙は課税
車両燃料費	○			△	軽油引取税は不課税

# 消費税課否区分一覧表

No. 2

平成17年10月10日現在

瀬戸口会計

勘定科目	課否区分(△:特例)				留意事項
	課税	非課税	免税	不課税	
交際費	○	△		△	取引先等に対する現金による祝金・香典・謝金等是不課税。 ゴルフ場利用税(特別地方消費税)は不課税。 贈答品の商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費は非課税
諸会費・組合費	△			○	その内容によって判定。 同業者団体等の通常会費・組合費は不課税。 ※ カード会社の年会費は課税
広告宣伝費	○				
保険料		○			
新聞図書費	○				
会議費	○				
リース料(賃借料)	○	△			契約上、明示されている利子・保険料部分は非課税
支払手数料	○	△			印鑑証明・住民票等の行政手数料、公証人の手数料、パスポートの発行手数料は非課税
顧問料	○				税理士等への報酬は源泉税徴収前の金額が課税対象
寄付金	△			○	現物による寄付は、購入時の課税仕入
地代家賃	○	△			住宅・社宅の賃借料(共益費含む)は非課税
減価償却費				○	課税資産の取得時に課税仕入。 ※ 繰延資産償却費も同様
貸倒引当金繰入額				○	
現金過不足				○	
雑費	○	△	△	△	内容によって判定。 ※ 罰科金等是不課税
<b>IV. 営業外収益</b>					
受取利息		○			給付補填金も非課税
受取配当金		△		○	証券投資信託の収益分配金は非課税
仕入割引	○				『課税仕入等に係る消費税額』から控除
有価証券売却額	△	○			ゴルフ会員権等の譲渡対価は課税
為替(差)損益				○	
税金等の還付金等				○	※ 還付加算金も不課税
雑収入	○	△	△	△	内容によって判定。 ※ 廃材等の売却収入は課税
<b>V. 営業外費用</b>					
支払利息・割引料		○			
支払信用保証料		○			
売上割引	○				『課税売上に係る消費税額』から控除
<b>VI. 特別損益</b>					
固定資産売却額	○	△			譲渡対価が課税対象 ※ 土地等の譲渡は非課税
受取保険金				○	
債権償却取立益	○				回収時の『課税売上に係る消費税額』に加算
貸倒損失	○				『課税売上に係る消費税額』から控除 ※ 課税資産部分
損害賠償金・違約金	△			○	対価性があれば課税
貸倒引当金戻入益				○	

